

第1回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

会次第

- ◇ 日時 平成25年9月19日(木) 午後3時開催
- ◇ 場所 本館3階総務課第一会議室

会次第

- 1 小委員長あいさつ
- 2 有償・DRMありオンライン資料の収集に係る論点について
 - (1) 検討経緯等報告
 - (2) 審議
- 3 今後の予定について

第1回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会
配布資料

| | ページ |
|--|-------|
| (資料1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員及び専門委員名簿（五十音順）・・・・・・・・ | 1 |
| (資料2) 有償・DRMありオンライン資料の収集に向けて・・・・・・・・ | 2-7 |
| (参考資料1) 納本制度審議会答申の論点整理・・・・・・・・ | 8 |
| (参考資料2) 主要国のオンライン資料の納本制度・・・・・・・・ | 9-12 |
| (参考資料3) OverDrive社の電子図書館サービス・・・・・・・・ | 13-15 |
| (参考資料4) オンライン資料収集に係る法規の対照表・・・・・・・・ | 16 |
| (参考資料5) 平成23年9月20日付け諮問書（写し）・・・・・・・・ 平成22年6月7日付納本制度審議会答申「オンライン資料 の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライ ン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内 容について（平成23年9月20日国図収1109072号） | 17 |

(資料1)

平成25年9月19日
第1回オンライン資料の
補償に関する小委員会

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会
所属委員及び専門委員名簿（五十音順）

| | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 小委員長 | 福井 健策 | 弁護士 |
| 委 員 | 植村 八潮 | 専修大学文学部教授 株式会社出版デジタル機構取締役会長 |
| | 永江 朗 | 公益社団法人日本文藝家協会 電子書籍出版検討委員会委員長 |
| | 山本 隆司 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 湯浅 俊彦 | 立命館大学文学部教授 |
| 専門委員 | 片寄 聰 | 一般社団法人日本雑誌協会著作権委員会委員長 |
| | 佐々木 隆一 | 一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事 |
| | 三瓶 徹 | 一般社団法人日本電子出版協会事務局長 |

有償・DRM ありオンライン資料の収集に向けて

1 電子出版物の収集制度・事業の経緯

- ・平成 12 年 パッケージ系電子出版物制度収集（納本制度）
- ・平成 14 年 インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）
- ・平成 22 年 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料制度収集
- ・平成 25 年 オンライン資料（無償かつ DRM なし）の制度収集

2 近年の電子書籍をめぐる状況

- ・累積電子書籍出版点数の増加（2010 年末 22 万点→2014 年末 100 万点の予想。）
- ・文化審議会における「電子書籍に対応した出版権」論議
- ・経済産業省コンテンツ緊急電子化事業（平成 24 年度）（申請 64,833 点、うちコミックス 29,861 点、フォーマットは EPUB が 43,932 点）
- ・出版デジタル機構による電子書籍取次会社であるビットウェイ完全子会社化（制作と取次の融合）
- ・海外事業者による国内電子書籍販売参入・シェアの伸長：アマゾン（Kindle ストア）、アップル（iBookstore）、グーグル（Google Play ブックス）
- ・海外事業者による国内セルフパブリッシング事業開始（アマゾン KDP）
- ・TPP の著作権制度への影響（保護期間の延長など）
- ・当館の大規模デジタル化資料の利活用施策（インターネット公開、図書館限定送信等）に対する商業出版社からの警戒感
- ・図書館向け電子書籍提供サービスの本格化（KADOKAWA・講談社・紀伊國屋書店構想）

3 新たに検討すべき収集モデル

(1) 経緯・背景

- ・「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成 22 年 6 月 7 日納本制度審議会答申。以下「平成 22 年答申」という。）に基づくオンライン資料収集制度案→各関係団体の賛同得られず
- ・「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成 24 年 3 月 6 日納本制度審議会中間答申。以下「中間答申」という。）
オンライン資料を有償・無償／DRM あり・DRM なしの 4 区分に分類
→無償・DRM なし資料は、送料・媒体費用のみを補償
→他の分類（有償又は DRM あり）は結論を先送り

- ・平成 24 年 6 月 国立国会図書館法の一部を改正
 - 無償・DRM なしオンライン資料の収集制度に係る法整備
 - 平成 25 年 7 月 オンライン資料の制度収集開始
- ・有償又は DRM ありオンライン資料の包括的な収集制度に関しては、関係団体からの指摘や懸念を踏まえるとともに、電子書籍市場の環境変化に応じた制度設計が求められている。

(2) 論点の整理

| 論点 | 当館の考え方 | 出版関係団体の主張 |
|-----------------------|---|---|
| 納入時のフォーマット又は DRM 等の解除 | 商用電子出版物は、不正利用を防止するため暗号化されたフォーマットで頒布され、技術的制限手段 (DRM) が付与されているが、そのままでは永続的な保存と利用ができないため、マイグレーション可能な状態での納入が必要である。 | 納入対象となる「出版物」は、DRM が付与された配信フォーマットが相当する。(DRM を付与しない形での納入はできない。) また、国立国会図書館への納入のため、特別のフォーマット変換等を行う場合は、多額の費用が必要となる。 |
| 経済的補償 | 複製費用及び利用 (館内閲覧) に対する補償は無償とする。 | 本体の制作費用についても補償すべきである。 |

(a) 納入時のフォーマット又は DRM 等の解除

- ・出版関係団体は、配信フォーマットでの収集を主張
 - 現行規定では、配信フォーマットのオンライン資料を納入対象とした
- ・電子書籍に対する著作権の設定 (出版物の定義に影響?)
- ・「文化財の蓄積と利用」というオンライン資料の制度収集の目的に照らせば、マイグレーション (内容の保存のため、データを異なる媒体又はシステム環境に移行させること。) 可能な状態での納入が必須



制度の見直しを含め、検討が必要

(b) 経済的補償

- ・単に「オンライン資料納入に対する補償は行わない」という方針では、関係団体の理解は得られない。
- ・経済的補償を行う場合の問題点
 - (ア) 頒布価格に依拠した補償 (たとえば、一般的な頒布価格の 5 割を補償)
 - ・再販制度の対象ではないため、頒布価格の確認が困難
 - ・スパム電子書籍等に対し、合理的な金額に抑制する制度が必要
 - (イ) 定額制による補償 (資料 1 点又は資料の電子データ単位の定額補償)
 - ・基準となる補償金額を合理的に設定することが困難
 - ・資料の頒布価格が補償額に反映されない

- ・マイクロコンテンツ（章などを単位として分割されて出版された資料）やスパム電子書籍等に対し、合理的な金額に抑制する制度が必要



経済的な補償に代わるインセンティブも含め、検討が必要

(3) 新たな収集・利用モデルの検討

小委員会においては、オンライン資料収集制度構築の進め方を審議した上で、実証実験事業の在り方及びその前提としてあるべき将来的な有償オンライン資料収集制度の概要について調査・審議を行う。

(a) オンライン資料収集制度構築の進め方

オンライン資料収集制度の構築を 2 段階で進める。

まず、第 1 段階として、これまでに関係団体等から表明された懸念や指摘に係る客観的なデータの収集と検証、また、提案の有効性や実現可能性の精査を目的として、趣旨に賛同する著作者・出版社・電子書籍取次業者・電子書店等の協力を得て、有償オンライン資料の収集・利用に関わる実証実験事業を実施する。

その後、第 2 段階として、実証実験事業の成果を踏まえ、補償の在り方や資料の収集・利用方法について要件を確定し、オンライン資料収集に係る制度の整備を行う。

(b) 実証実験事業（案）

(ア) 概要

事業参加者と当館との間でオンライン資料に係る「寄託」に準じた契約を結び、制度化に向けた実証実験を行う。

(イ) 検証項目（番号は（図 1）に対応）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①マイグレーション可能な状態での納入に関する手順及び技術的要件②納入手続（納入の一括代行事務を含む。）に要する費用補償の合理的な算定方法及び政策的補償の在り方③権利者による納入オンライン資料のデータの確認・複製／記事（受入）証明／当館作成書誌情報の提供④オンライン資料利用統計データ（個人情報を除く。）の資料目的での提供⑤オンライン資料保存・利用に係るセキュリティ対策⑥館内利用提供サービスの在り方⑦電子書籍の利用契約に基づく当館内での利用提供⑧NDL-OPAC 等からのリンクを通じた電子書籍購入サイトへの誘導 |
|---|

(ウ) 実施時期・期間

平成 26 年度から数年程度を想定。（システム改修・開発に新たに予算措置が必要な部分は、平成 27 年度から実施。）

(エ) 事業参加者

公募により募集する。主要な出版社数社程度の参加協力を想定する。著作者、電子書籍取次事業者、電子書店、電子書籍貸出事業者への参加協力も呼びかける。

(c) 資料収集制度の検討

実証実験事業を行うに当たり、将来的な有償オンライン資料収集制度の概要について検討を行う。なお、実証実験事業の結果を踏まえ、必要な見直しを行う。

(ア) 現時点での収集制度のイメージ (図2)

- 無償・有償/DRM 有無に関係なく、オンライン資料全般を制度の対象とする。
- マイグレーション可能な状態での納入を義務付ける。
- 関係者の利益に配慮する目的で、有償資料に関しては申出に基づく時限的な利用停止制度(期限付きダークアーカイブ)を設ける。なお、停止期間中のオンライン資料は、国会関係者を含む利用者のニーズに応じて当館が選定し、民間事業者による図書館向けサービスの利用契約に基づいたサービス提供を行う。
- 利用停止期間等の条件が付されない場合に、政策的補償を行う。
- 当館で保存するオンライン資料の電子データについて、権利者による再利用等を容認する(一種のナショナル・アーカイブ機能)。また、当館作成書誌データ及び記事(受入)証明(保管データの受入日の証明など)等を行う。
- 個人情報を除く利用統計データを出版社に提供する。

(イ) 制度設計の実施時期

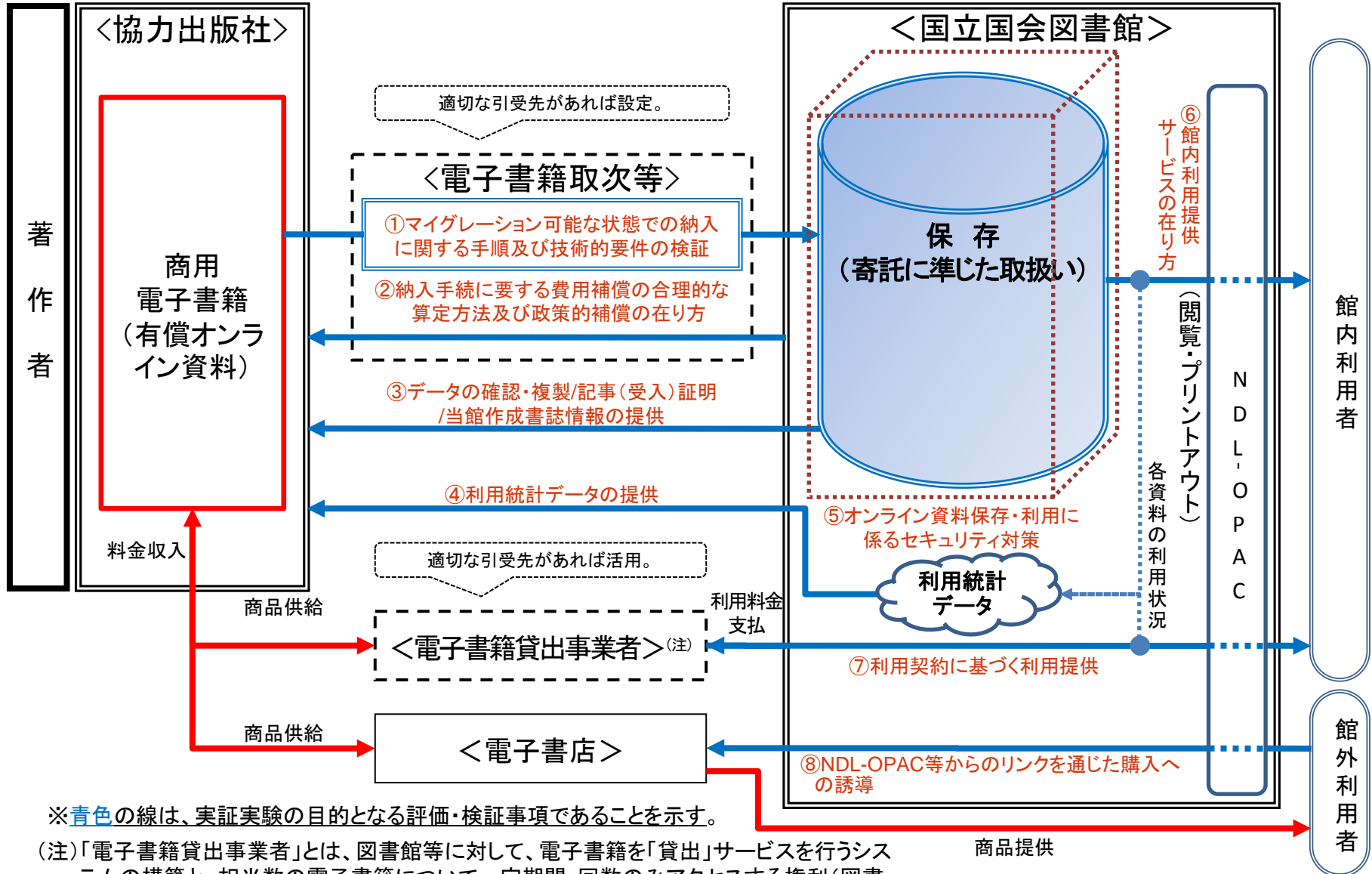
平成27年度以降に実施。実施期間は、システム開発や補償金等に関する財政当局との折衝及び関係諸団体との協議の進捗状況により変動するため未定。

実証実験の成果を踏まえ、具体的な数字・提案を提示して、関係者団体への説明・協議・協力依頼を行う。

4 今後のスケジュール(案)(国立国会図書館法の一部改正を想定)

| 時期 | | 概要 | |
|----------|----------------------|--------------------------------|--|
| 平成25年度 | 9月 | 第1回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会開催 | |
| | ～年度末 | 第2回小委員会開催(実証実験事業の検討) | オンライン資料 制度収集協議会 をはじめとした 関係団体への説明・ 協議・協力 依頼等 |
| | | 第3回小委員会開催(収集制度概要の検討) | |
| 3月 | 納本制度審議会 小委員会での審議経過報告 | | |
| 平成26年度以降 | | 実証実験事業の実施 | |
| 平成X-2年度 | | 制度設計、財政当局との折衝等 | |
| 平成X-1年度 | 4~6月頃 | 国立国会図書館法の一部改正(周知期間1年間) | |
| | 夏 | 概算予算要求(補償、システム開発等) | |
| 平成X年度 | | 改正法施行、下位規定整備、運用開始 | |

(図1)有償オンライン資料の収集に関する実証実験事業(契約ベース)(案)

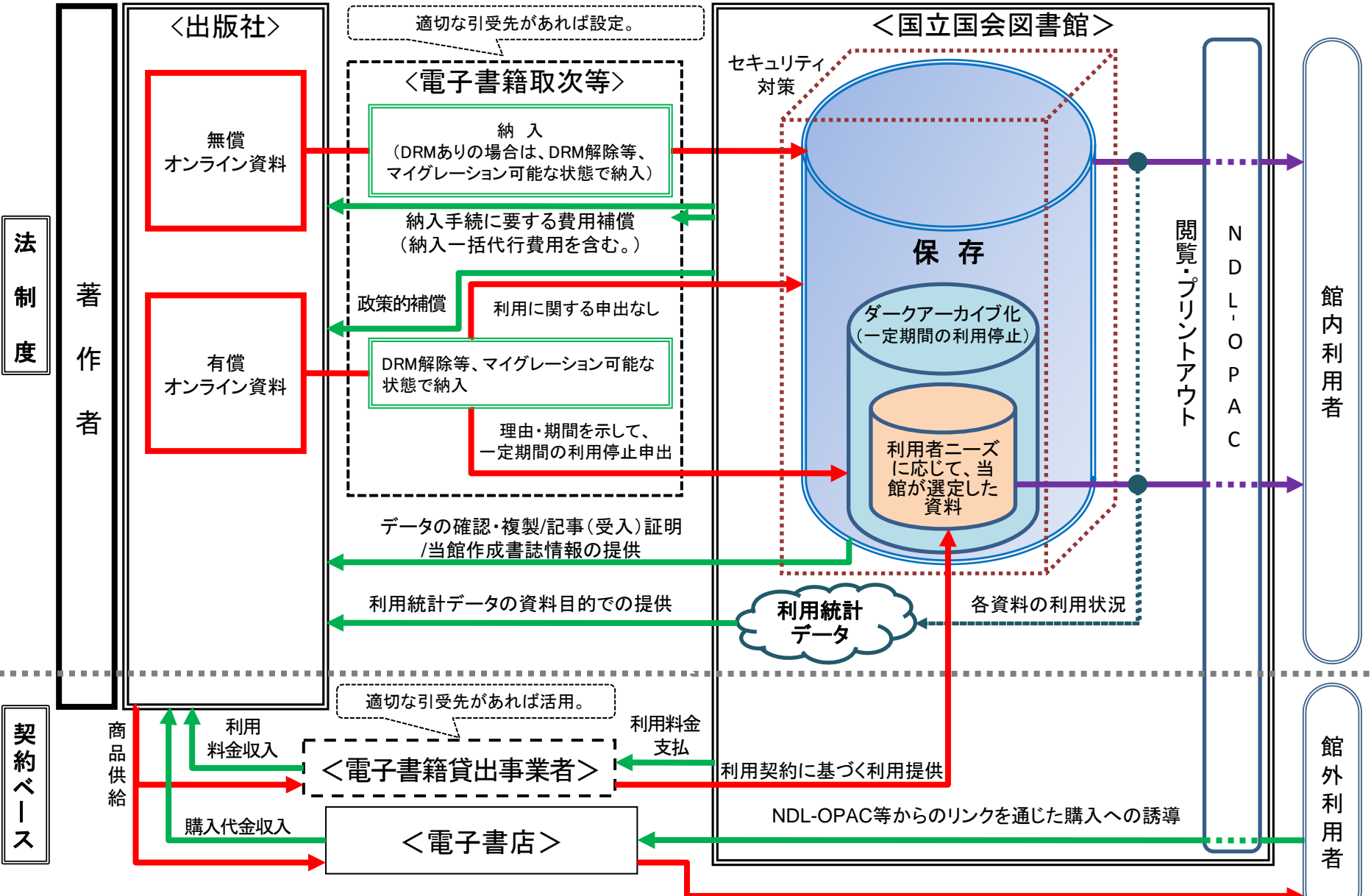


※青色の線は、実証実験の目的となる評価・検証事項であることを示す。

(注)「電子書籍貸出事業者」とは、図書館等に対して、電子書籍を「貸出」サービスを行うシステムの構築と、相当数の電子書籍について一定期間・回数のみアクセスする権利(図書館等の利用者に電子書籍を「貸し出す」権利)の有償提供を行う事業者を指す。

商品提供

(図2) 実証実験事業の成果を反映したオンライン資料の収集制度イメージ(案)



凡 例: ← :資料(データ)の流れ ← :著作者・出版社への流れ ← :資料(データ)の利用

商品提供

| 論点 | 平成22年答申 | 平成23年中間答申 | 無償・DRMなしオンライン資料収集制度 |
|-------------|--|---|---|
| 定義 | | | |
| 定義 | 館の何らかの記録媒体に記録(複製)することによって収集される無形の資料。 図書、逐次刊行物等に相当する情報であり、何らかの出版制作過程を経たもの。 ウェブ情報・放送番組・動画・音楽配信等は除外。 | | インターネット等の送信手段により出版される民間の電子情報で、図書または逐次刊行物に相当するもの。 ブログ、音楽配信、ゲーム等は収集対象としない。 |
| 収集対象の識別 | | | |
| 紙媒体との関係 | 他の媒体での出版状況は判断材料としない。 既存出版物をデジタル化したものも、収集対象とする。 | | 紙媒体と電子資料は、基本的には別の出版物。 ただし、紙媒体と同一版面である旨の申出があり、確認された場合は納入対象から除外。 |
| 有償・無償 | 有償・無償を問わず、収集対象。 | 有償のオンライン資料については、審議を継続。 | 有償の資料は、当面納入義務を免除。(国立国会図書館法改正法附則第2条) |
| 出版地 | 国内の出版物に限定。 ①送信: 出版者の所在地が日本国内 ②自動収集: サーバの所在地が日本国内 | | 出版者の所在地が国内であれば、サーバーの所在地に関わらず、納入義務対象とする。 |
| 外形定義 | 書誌情報は、判断材料となりうる。 ISBN,ISSNなどの標準番号は、国内での付与の実績は乏しく、識別要素として取扱うのは困難。 | | コード(ISBN, ISSN, DOI)及びフォーマット(PDF、PDF/A、EPUB、DAISY)により収集対象を識別。 |
| 内容 | 価値判断を排し、内容による限定は行わない。 | | 内容による選別は行わない。 |
| 最良版 | ファイルの外形が同一でない場合、別の著作と判断し収集の対象とする。 ほぼ同一内容のコンテンツが多数のフォーマットで配信される場合、運用で最良版を指定することも想定される。 | | 同一の出版者から同一内容のコンテンツが頒布形態の違いにより複数出版されている場合には、いずれか1種類のみを納入する。 |
| 収集 | | | |
| 収集時のフォーマット | 出版物の同一性保持の観点から、送信フォーマット。ただし、利用の観点から、フォーマットを指定し、変換してもらったことも考えられる。 | | 送信フォーマット(公衆に利用可能とされた形式)を納入対象とする。 |
| 保存と利用のための措置 | 長期保存のため、フォーマット変換も考えられる。 DRMは、情報の発信主体に対しDRMを解除して納入するように依頼する。 | DRMが付与されている資料、非ダウンロード型資料、専用端末型資料については、さらに審議を継続する。 | 技術的制限手段のある資料は、当分の間、納入義務を免除。通常の電子ファイルとして送信、送付等ができない資料は納入対象から除外。 |
| メタデータ | 自動収集の場合は、館がシステムに格納する際にメタデータを付与。 送信の場合は、発信者が作成する場合と、館が作成する場合が考えられる。 | タイトル、著者、発行者、発行年月日、ファイル形式等の必要最小限の項目について、識別情報(メタデータ)の付与を義務付ける。 | メタデータを付与してオンライン資料を納入する。 必須項目: タイトル、作成者、出版者、日付(出版日) (版に関する情報、コード情報、URLがある場合は、それらも必須項目) |
| 著作権法 | オンライン資料を媒体に記録するには、法律に基づく複製権の制限が必要。 保存のためのフォーマット変換等が、著作権法第20条第2項第4号に規定する「やむを得ない」改変に該当するかの確認、著作権法第30条第1項第2号(私的利用のための複製)や不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号(技術的制限無効化行為の定義)との関連も検討すべき。 | | 著作権法に制限規定を新設し、国立国会図書館のオンライン資料の収集については、著作権者の許諾を要しないこととした。(著作権法第42条の4) |
| 利用 | | | |
| 館内利用 | 有体物の図書館資料と同等とする。 同時アクセス数制限を想定する。 東京本館、関西館及び国際子ども図書館は、一体的な運用を行う。支部図書館は施設内利用の範囲外。 | | 当館の施設内(東京本館、関西館、国際子ども図書館)で閲覧サービスを提供。 無償かつDRMのないオンライン資料については、同時閲覧制御は行わない。 |
| 館内複写 | 基本的には、館内複写を行う。ただし、「一部分」の特定は困難なため、出版関係団体・権利者団体と協議し複写範囲を設定する、あるいはあらかじめ許諾を得て全文複写を可能とするなど、運用を明確にする。 ダウンロードによる提供は、行うべきではない。 | | 準備が整い次第、実施する。 印刷が技術的に制御されている資料については、複写提供は行わない。 ダウンロードによる提供は行わない。 |
| 遠隔複写 | 図書館間貸出しの代替措置として実施。 データファイルではなく当該部分のプリントアウト。 | | 準備が整い次第、実施する。 印刷が技術的に制御されている資料については、複写提供は行わない。 |
| 貸出・配信 | 全文複写、外部機関への配信、インターネット配信等は、基本的には契約に基づくものとする。 | | 図書館等への送信(図書館間貸出)は行わない。 インターネット提供は、原則として、行わない。 |
| 内容の検索及び表示 | コンテンツサーバへの複製とインデックス生成等、閲覧を効果的に行うための手当を講じるべき。 | | 書誌データの検索。 |
| 経済的補償 | | | |
| 生産費用 | オンライン資料には、印刷・製本という工程、制作部数の概念が存在せず、小売価格に相当する額は利用料に相当するため、代償金の考え方を準用することは困難。 | 出版及び分割が容易で、従来の出版点数の考え方が適用されにくいこと、また、価格が固定されておらず、また価格の改定が容易であることから、有体物の収用に伴う損失補償は準用できない。 複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用は補償を要するほどの額にはならない。 発信者の許諾を得て館が複製する場合には、館の複製作業による損失は発生しない。 | 補償なし。 |
| 利用による経済的損失 | 有体物の図書館資料と同様の閲覧、複写、図書館間貸出については、経済的損失の補償は不要。 | 無償オンライン資料については、利用による経済的損失に対する補償は不要。 有償オンライン資料についても、利用による経済的損失に対する補償は不要とすることが妥当だが、政策的補償やその他のインセンティブの付与を行うことも含め、さらに審議を継続する。 | 補償なし。 |
| 納入にかかる手続き費用 | 自動収集の負荷は、「受忍義務」のみ。 送信は、送信それ自体の作業に加え、フォーマット変換、DRMの解除、メタデータの作成等、一定の手間が掛かることが想定され、これを「納入に通常要すべき費用」と考えることもできる。 | ①必要最低限のメタデータの付与: 補償不要。 ②送信作業: 補償不要。 ③送料については、記録媒体と郵送に要する最低限度の実費を補償。 ④技術的制限手段のある資料については、算定不能。 | 送付の場合、媒体及び郵送の費用を補償する。 |
| その他 | | | |
| 一括代行納入 | 電子書店あるいはそれらを束ねる団体等が一括して制度的収集に関する事務を行う場合は、作業に係る手間を代行する者として、一括代行事務を行う機関を委任する。 | 具体的な代行機関としては、例えば、いわゆる電子取次や電子書籍書店が考えられる。 代行納入の費用については、具体的な代行手続きが確定していないため、補償額は算定不能。 | 出版者の了承のもとに、取次又は頒布者が納入を代行することは可能。 ただし、納入代行手数料は金額未定のため現時点では支払えない。 |
| 罰則規定 | 罰則規定は設けない。 | | 罰則規定は設けない。 |

主要国のオンライン資料の納本制度

| 機関 | 根拠法令等 | 収集対象 | 納入者 | 収集方法 | フォーマット | メタデータ | 利用制限 | DRM解除 | その他 | 参考URL |
|-------------------|---|--|---|--|--|---|--|--|---|---|
| 米議会図書館(LC) | オンラインのみの電子的著作の納本に関する著作権局暫定規則(2010年)(37 CFR 202.19, 202.24) * 暫定版として制定し、施行後の要件への対応の実態を踏まえて、最終版に練り上げて行くという予定 | ①紙とオンラインの双方で出版される著作物については、最良版の定義により紙の著作物が納本対象となる(37 CFR 202.20(b)(1)) ②オンラインのみで出版される著作物については納本の適用除外。ただし、電子逐次刊行物(電子新聞を含む。)は、著作権局長が書面で権利者に対し、納本を求めることができる(納本しないと料料等が課される)(On-demand deposit)。 なお、メタデータとフォーマット・コードも、「完全な著作物」の定義により、著作物の一部となり、納本対象となる(37 CFR 202.19(b)(2)) 2011年4月現在、大小商業出版社、学術研究機関など出版界の雑多な部門の30の出版者に全85タイトルの納本を求めた。 | 著作権者又は出版物の排他的な権利者 | 著作権局長の請求から3か月以内に納本する義務を負う。納本方法は、ファイル送信による。 | コードはUTF-8が推奨 フォーマットは、①逐次刊行物の特殊な構造化されたフォーマット、②ページ指向のフォーマット(PDF)、③その他のフォーマットに分け、それぞれについて表示用スタイルシート等の添付を推奨 | 納本対象物に添付 ①タイトルレベルとして、タイトル、ISSN、出版社、刊行頻度、出版地 ②可能な場合には記事レベルとして、巻号、発行日、記事タイトル、記事著者、記事番号 ③その他のメタデータ(件名、キーワード、アブストラクト等)もあれば望ましい | | 著作権へのアクセス及び利用を制限する技術的措置は除去を義務づけ | | 暫定規則 http://www.copyright.gov/fedreg/2010/75fr3863.pdf 暫定規則案への各界意見 http://www.copyright.gov/docs/online-only/ 暫定規則施行を受けて、2011.5.24著作権局主催の出版関係者向けのファイル送信、パッケージング、フォーマットの基準の統一のため協議会の告知 http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-04-14/pdf/2011-9013.pdf |
| カナダ図書館・公文書館 | カナダ図書館・公文書館法第10条 納本規則(2006年改正 2007年1月施行) | 図書、逐次刊行物、年次報告、公衆に提供される調査資料といったオンライン出版物(フォーマットが異なれば、別の出版物とみなす。) なお、納本に際して、①アクセスに必要な出版者が特別に作成したソフトウェア、②アクセスに必要な技術情報、③出版物に関する提供可能な記述情報も添付しなければならない。 | 出版者(=出版物をカナダにおいて利用に供し、かつ、内容の複写又は管理の権限を有する者) | ①Webフォーム(単体ファイル、10MB以下向き) ②E-mail(主に逐次刊行物向き) ③FTP(大容量ファイル向き) ④CD-ROM等のデバイスに納めて郵送 | | 標題、作成者、言語、発行日、フォーマット、主題、著作権情報を含む出版物に関する提供可能な記述情報を添付する | 出版者が選択 ①オープン・アクセス:Internet経由で誰でもダウンロード可能 ②制限アクセス(通常、有償出版物):本館の限られた端末のみで公衆が閲覧のみ可能(プリントアウト、ダウンロード、これらの端末からのファイルの持ち出しは不可) | 出版者に納入前に、 ①出版物中のコード化されたデータのデコードすること。 ②DRMの解除を義務づける | | カナダ図書館・公文書館法 http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/L-7.7/page-3.html#h-5 納本規則 http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2006-337/page-1.html 電子コレクション案内 http://www.collectionscanada.gc.ca/electroniccollection/003008-1002-e.html#c |
| オーストラリア国立図書館(NLA) | 著作権法201条 紙の資料のみ対象 *州レベルでは、オンライン資料の法定納本制度がある州もある。 | 出版者の許諾を得て、ガイドラインに従って選択的に収集 | | 国立図書館 PANDORAにより出版物情報を通知し、収集のガイドラインに従って、長期保存するかどうかの審査を受ける。 タスマニア州 STORS (Stable Tasmanian Open Repository Service)による クイーンズランド州 web deposit toolによる | | | | | 2012年3月に、司法省がオンライン資料の法定納本拡大に関する提言書(on-demandベースでの納本)を出した。 | 蔵書構築方針 http://www.nla.gov.au/collection-development-policy/australian-electronic-resourcesアーカイビングのための選択ガイドライン http://pandora.nla.gov.au/selectionguidelines.html PANDORA通知フォーム http://pandora.nla.gov.au/registration_form.html 各州の納本制度 http://www.nla.gov.au/legal-deposit/requirements-australia-wide 司法省提言書 http://www.ag.gov.au/Consultationsreformsandreviews/Documents/Legal%20Deposit%20Consultation%20Paper%20CLIENT%20COPY.PDF |
| ニュージーランド国立図書館 | ニュージーランド国立図書館法31条3項 国立図書館要件(電子文書)告示 8条 国立図書館にインターネット文書の複写権限を認める | 納本の対象となる紙又はパッケージ系の文書に相当するインターネット文書(インターネットで公表され公衆に提供された文書) | 著作権者又はその同意を得た者で、国立図書館に利用させる権限を持っているもの | ①E-mail ②Web-Deposit Toolを使い、アップロード(個別ファイル、バルク・ファイル) アップロードしても審査され、修正が必要な場合の差し戻し、納入拒否がある。 バルク・ファイルをアップロードするためには、図書館側と事前調整が必要 | 納入者は、国立図書館がアクセス可能にするための措置(フォーマットを変え、複製を作ること、など)に同意しなければならない | Web-Deposit Tool上で手入力 | Web-Deposit Tool上で4つのアクセス(誰でもどこからでも制限なし、国立図書館で閲覧室内で同時に3人以下、ターンブル図書館の閲覧室内のみ、要許諾) | | | Web Deposit Toolガイド http://www.natlib.govt.nz/services/catalogues/library-documents/wdt-user-guide |

| 機関 | 根拠法令等 | 収集対象 | 納入者 | 収集方法 | フォーマット | メタデータ | 利用制限 | DRM解除 | その他 | 参考URL |
|----------------|---|--|-----------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|
| 英国図書館(BL) | <p>■～2013年4月5日■</p> <p>2003年法定納本図書館法 非印刷出版物の納本について省令を定める授權規定があるが、省令は制定されていない。</p> <p>電子ジャーナル自主的納入スキーム(2007.3.23) 納入過程の検証のため出版者と納本図書館との間で取決め</p> | 学術電子ジャーナル | 同意している出版者 | <p>①各号ごとにファイルを一つにまとめ、BLのFTPサイト又は後でBLがダウンロードできるように出版者自身のFTPサイトにアップロードすることを推奨</p> <p>②メールでPDF等1つのデジタル・ファイル(メタデータもいっしょ)の送付、又は出版物全体を特定のWebサイトから公然とダウンロードできるようにすることも可。</p> <p>③テープ、CD、DVD等の携帯媒体に容れた送付は、非推奨だが、相互の取極めがある場合に例外的に認める。</p> | <p>次の順番で推奨</p> <p>①National Library of Medicine's Archive Interchange DTD version 2.3でフォーマットされたfull text XMLのPDF</p> <p>②その他のDTDを使用したfull text XMLのPDF</p> <p>③National Library of Medicine's Archive Interchange DTD version 2.3でフォーマットされたXMLメタデータ・ヘッダを伴うPDF</p> <p>④他のDTDでフォーマットされたXMLメタデータ・ヘッダを伴うPDF</p> <p>⑤PDFのみ</p> <p>⑥HTML、RTF、広く利用されており、ライセンスなしで使用でき、又はMS WordのようにBLがすでにライセンスを持っているその他のフォーマット</p> <p>その他、静止画、音声、動画も受け入れる。</p> | <p>①少なくとも一つの独自のIDを持つこと。DOI/ISSNのように外部で認識可能なものが推奨。</p> <p>②次のいずれかのフォーマットの場合、次の順番で推奨</p> <p>(1) National Library of Medicine's Archive Interchange DTD version 2.3でフォーマットされたXMLヘッダ</p> <p>(2) それ以外のDTDでフォーマットされたXMLヘッダ</p> <p>(3) DOIの登録のためにCrossRefに提供されるメタデータ</p> <p>③メタデータを伴わずに、単純なページ表示ファイル(PDF)又はHTMLのWebページとしてのみ出版されたジャーナルを納入するときには、メタデータを作成しないことも可。</p> | <p>○納本図書館(BLと5図書館)内での利用</p> <p>○各納本図書館で1同時ビューのみ可能</p> | <p>①DRMは出版者が納入前に取り除かなければならない。</p> <p>②出版者により納入されたコンテンツの利用及び権限のないアクセスからの保護の方法を統御するために別に管理を行う。</p> <p>③解除手段なしに納入されたDTM付きの出版物は、byte-preserveされるが、利用に供することもできない。</p> | <p>2009年に文化・メディア・スポーツ省の法定納本諮問委員会(Legal Deposit Advisory Panel)が、オンライン出版物の無料、アクセス制限なしでの収集・保存を提案し、これに対する関係当事者の意見を求めた。</p> | <p>電子ジャーナルの自主的納入スキーム http://www.bl.uk/aboutus/stratpolprog/legaldep/voluntaryejournals/voluntaryelectronic.html http://www.culture.gov.uk/consultations/7307.asp</p> <p>技術的案内 http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407120701/</p> <p>法定納本諮問委員会の提案 http://www.culture.gov.uk/reference_library/consultations/6506.aspx これに対する関係当事者の意見 http://www.bl.uk/aboutus/stratpolprog/legaldep/depositingelectronicjournals/depositing.html</p> |
| | <p>■2013年4月6日～■</p> <p>2003年法定納本図書館法</p> <p>2013年非印刷出版物に関する納本図書館規則(2013年4月5日制定)</p> | オンライン出版物(電子書籍、電子ジャーナル、インターネット上のコンテンツ)、及びメタデータ、ログインに必要な情報、DRM解除の方法等のオンライン出版物に付随するもの | 出版者 | <p>原則として自動収集(原則年1回以上の頻度。資料の価値等の観点から選択された200～500程度のサイトについては、それ以上の頻度で収集する予定。)</p> <p>ただし、出版社と納本図書館の合意があれば、その方法による。</p> <p>※イギリスにおいては、英国図書館のほか、5つの納本図書館がある。これら英国図書館以外の納本図書館については、同図書館からの請求があった場合に、納入義務が生ずる。</p> | <p>複数のフォーマットで出版されている場合は、出版者と納本図書館との協議によって定めるが、最終的には出版者の判断による(納本図書館に特定のフォーマットを強制する権限なし。)</p> <p>※2013年4月から収集が開始されたという現状に鑑み、現在のところ、幅広くオンライン資料を収集するため、ePub等の主なフォーマットの収集に注力しているとのことである。(英国図書館からのヒアリングによる)</p> | (調査中) | <p>閲覧 館内閲覧のみ可。各納本図書館で同時アクセス数1。</p> <p>複写 現行の紙印刷物とほぼ同様に紙への複写可。電子的な複製は、権利者との合意がある場合のみ可。</p> <p>視覚障害者による利用保存のための複製・改変 ※権利者による利用停止申請 権利者は、3年以下の期間を明示し、理由を示して非印刷出版物の利用停止を請求できる。利用停止期間は延長可。</p> | <p>オンライン出版物の納入時に、DRM解除の方法等を併せて納入しなければならない。</p> <p>※ただし、現在のところ、DRM付きのオンライン出版物は収集していない。英国図書館としては、DRMなしの状態での保存するため、受領時にDRMを解除することを考えている。(英国図書館からのヒアリングによる)</p> | <p>既存小規模事業及び新規事業に対する適用除外措置がある。該当する事業は、2014年3月31日まで納入義務を免除される。</p> <p>実質的に同一の内容で紙出版物とオンライン出版物の双方で出版され、いずれを納入するかについて出版者と納本図書館との間に合意がない場合、紙出版物を納入する。</p> | <p>2013年非印刷出版物に関する納本図書館規則 http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/777/contents/made</p> <p>Department for Culture, Media & Sport. <i>Guidance on the Legal Deposit Libraries (Non-Print Works) Regulations 2013</i>, 2013.4. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/182339/NPLD_Guidance_April_2013.pdf</p> <p><i>Explanatory Memorandum to the Legal Deposit Libraries (Non-Print Works) Regulations 2013 (2013 No. 777)</i> http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/777/pdfs/uksem_20130777_en.pdf</p> |
| フランス国立図書館(BnF) | <p>遺産法典(2006年改正)</p> <p>L131-2 3項 電子的方法で公衆に対する情報伝達の対象となるあらゆる種類の記号、信号、文書、画像、音声又は通信も法的納入の対象とする</p> <p>L132-2 1項-i) 公表者・作成者に納入義務を負わず</p> <p>L132-2-1 2項 自動収集の妨げとなるアクセス制限の禁止</p> <p>R132-8 2項 BnFは紙に代わりデジタルファイルの納入を求めることができる。納入の方法は納入者との協定に定める。</p> | 法律上、オンライン資料も納本の対象だが、法規定はウェブ・アーカイビングを前提とした規定であり、オンライン資料の収集は実施していない。 | | | | | | | <p>2005-2009年にOuest France紙の各地方版の納入実験も行われたが、resource不足のため事業を中止された。このときは、書庫スペースの節約のため各地方版の紙の収集をやめた(遺産法典 R132-8 2項参照)。</p> | <p>IFLA総会提出資料 http://conference.ifla.org/past/ifla77/193-stirling-en.pdf</p> |
| ドイツ国立図書館(DNB) | <p>ドイツ国立図書館法(2006年改正)</p> <p>納本令(2008年)</p> | <p>法律上、納本の対象とされる媒体著作(Medienwerke)には、公共のネット上のすべての表現物が含まれるが、公共の利益がない場合(令1条1項)、技術的な理由で収集・アーカイビングが難しい場合には(令8条2項)、収集しないことができるという規定がある。</p> <p>現在、収集するのは、</p> <p>①専ら官庁的な内容を有する連邦と州のネット出版物</p> <p>②専ら官庁的な内容でないが、一部に歴史的・専門的な内容を含むか又はそれのみで構成される、自治体、連邦と州のネット出版物</p> <p>③企業により編集された公共の利益にかかわるネット出版物</p> <p>④公衆に向けた連盟、協会、クラブ等の公表資料</p> <p>⑤単なる作業指示書ではなく、ハンドブック的性格を有する電子説明書</p> <p>⑥研究所又は公的な連盟、協会等の歴史を記したもの</p> <p>⑦例えば、特に政治家、俳優、音楽家、作家、画家、学者、ジャーナリスト等の公的な生活をする人物の又は人物に関するネット出版物のような主題・人物に関係するネット出版物</p> <p>博士論文(納本の対象外だが収集)</p> | <p>媒体著作を頒布し又は公共の利用に供する権限を有する者</p> | <p>モノグラフ</p> <p>①ウェブ上のフォーム: URLを入力しNBDが自動収集する場合500Mb以下、ファイル・アップロードの場合50Mb以下。メタデータは手動で入力。</p> <p>②ハーベスティング</p> <p>③HotFolder手続き: FTP又はWebDavで資料とメタデータ(両者をひとつのZIPコンテナに格納したもの)を送信する。</p> <p>逐次刊行物</p> <p>ウェブ上のフォームのみ逐次刊行物納入のためのコア・メタデータの拡張作業中</p> | <p>複数のフォーマットの内容が同一のバージョンのうち、1つのみを収集。その際の選択の基準としては、第1に長期保存できるかどうかで、現在はPDFが優先されている。第2に別のフォーマットを作成できることが保障されるかどうか。</p> <p>他のフォーマットしかない場合は、納入の前にオンライン出版物課に連絡が必要。</p> <p>ウェブ上のフォームと自動収集では、PDFの文書、EPUBフォーマットのe-Book、コンテナ又はアーカイブファイルが収集される。</p> | <p>ONIX for Books, MARCXML, XMetaDissPlusに対応</p> <p>メタデータはインターフェースにより自動納入され(Web上のフォームの場合は手動で入力)、目録に自動で投入される。</p> <p>NBDは自動納本手続きによるネット出版物の納入のために最少限必要なメタデータをコアメタデータとして定めている。自動納入されるメタデータはコアメタデータの項目に限られない。</p> <p>博士論文については、関係機関による共通メタデータ標準による。</p> | <p>ウェブ上のフォームで納入する場合、「アーカイブ資料の利用制限」の項目で閲覧可能な範囲(制限なく誰にでも、外部も含む登録利用者、閲覧室のみ)をチェックする。</p> | <p>保存のための複写に適した形態で納入しなければならない。DNBは、納入物のDRMを解除すること又はDRMの解除のための手段を利用させることを求めることができる(納本令2条3項、同令7条1項)。</p> <p>すべてのフォーマットで保護をかけないで送信しなければならない。</p> | <p>2010年5月からNBDのプロジェクトとして、300の日報紙を収集</p> | <p>IFLA総会提出資料 http://conference.ifla.org/past/ifla77/193-goempel-en.pdf</p> <p>収集の指針 http://files.d-nb.de/pdf/sammelrichtlinien.pdf</p> <p>オンライン出版物の納入方法説明 http://www.dnb.de/DE/Netzpublikationen/Ablieferung/ableferung_node.htmljsessionid=FA4CB7F37A392EA01F63DB3D08EE65C2.prod-worker4</p> <p>Web上のフォーム 入力説明 http://www.dnb.de/SharedDocs/Downloads/DE/DNB/netzpub/np_mono_noten_hss_ausf.pdfjsessionid=299866AF307FE3CF0E32AF6FCFBED29A.prod-worker4?_blob=publicationFile</p> <p>メタデータの納入 http://d-nb.info/1020730439/34</p> |

| 機関 | 根拠法令等 | 収集対象 | 納入者 | 収集方法 | フォーマット | メタデータ | 利用制限 | DRM解除 | その他 | 参考URL |
|--|---|--|----------|---|---|--|--|---|-----|---|
| オランダ国立図書館(KB) | オランダ出版協会とオランダ国立図書館との間の電子出版物の納本に関する取決め(2005.6.20) Elsevier との間のオンラインジャーナルのアーカイビングに関する協定(2002) 以後、Blackwell, Oxford等とも協定を締結(世界の20の大手出版社との協定締結を目指す) | オンラインとパッケージ系の電子出版物 ①初版とその後のアップグレード ②市場に出ている状態と同じもの(原装でソフトウェア、取扱説明書の添付) ③OSの違いなどで2以上の版が出ている場合は、KBが選択する1つ版のみでよい *現在は、図書(モノグラフ)のシステムのみ稼働し、逐次刊行物のシステムは構築中で、図書のみ納本可能。 | 出版者 | 納本者は、デジタル出版物について関係管理者に届け出る。その後、資料がe-Depot(電子書庫)での保存に適合しているかどうか、分析過程に入る。まず、専門の窓口担当者が聞き取りをし、送付者は質問票に答え、定期的に接触し、約6か月間を分析に費やす。納本者は、ファイルとメタデータ、納入者の関連するDTDのサンプルを提供。メタデータはKB e-Depot DTDに従ってXMLに変換して提供。 | どんなフォーマットでも一応、納本可能であるが、PDFとWordを推奨。 コードはUFT-8推奨。 | | ①利用及びダウンロードに関して、出版者が納本の際に課した利用条件に拘束される。 ②館内で職員と登録利用者のみが利用できる。 | ①KBは出版物の保存に必要な限りにおいて、出版物を複写し、別の構成で保存し、技術的保護手段を解除することができる。 ②KBは、必要な場合、特定の保存措置について出版者にコンタクトをとることができる。 ③KBが保存のために複製を作った出版物は、KB版であり、オリジナルの出版者はオリジナルへの改変に責任を負わない旨を利用者に明らかにしなければならない。 | | 取決め http://www.kb.nl/dnp/overeenkomst-nuv-kb-en.pdf http://www.kb.nl/dnp/overeenkomst-nuv-kb.pdf 納本手続き等(オランダ語のみ) http://www.kb.nl/dnp/e-depot/operational/suppliers/front_desk.html http://www.kb.nl/dnp/e-depot/operational/suppliers/procedures.html Elsevierとの協定 http://www.elsevier.com/wps/find/authored_new_sitem.lib.rarians/companynews05_00020 http://libraryconnectarchive.elsevier.com/lcn/0204/lcn020403.html |
| スペイン国立図書館 | 法定納本法(2011.7.30公布、2012.1.31施行) オンライン出版物の法定納本について定める勅令を整備中 | ①技術的状況によりその時々可能である形態により、かつ、ウェブ上で自由にアクセスできない電子文書 ②内容が時間の経過により変更する可能性があり、一定時に複写することができる固定・記録可能なウェブサイト | 出版者又は作成者 | | | | | ①納入に際しては、閲覧のための暗号を解除し、マニュアル、必要な場合には付属のソフトウェアを添付しなければならない。 ②納入者は、原版の形態から保存の形態にデータを転換するために必要な情報を提供しなければならない。 | | 法定納本法 http://www.blr.larioja.org/files/ley23_2011.pdf |
| ローマ及びフィレンツ両国立中央図書館(BNCR、BNCF)、マルキアナ国立図書館(ベニス)(BNM) | 公共の利用のための文化的価値のある文書の法定納本に関する法律(2004) 公共の利用のための文化的価値のある文書の法定納本に関する規則(2006) 規則37条1項 オンライン文書の納本の方法は規則にゆだねられる。 同条2項 文化大臣が納入者団体と協定を結び、自主的な形態による納入実験を行う。 文化省図書館・文化機関・著作権局と出版協会との協定(2011.7) ボン・デジタルの納本について2012年から3年間の実験期間、期間満了後、デジタル著作についての手続き規則を制定する予定 博士論文の実験は、BNCRとBNCFが行い、ポローニヤ大学(E-printを使用)、トリエスタ大学(DSpaceを使用)などが参加。 | 規則37条3項により実験に含めるものは、 ①逐次刊行物 ②大学、研究機関の学術的著作 ③公的機関発行の出版物 ④頻りに更新されるサイトに係る文書又は他のサイトで頻りにリンクをはられるサイト中の文書 博士論文 | | 実験では ①ハーベストティング・博士論文と類似の手続きを利用 ②ファイル(Bagit)のメール送信(ファイルは25MB以下) 博士論文については、ハーベストティング | 実験では、PDF/A、EPUBフォーマットは、Jhove Droid等のバリデーターによりバリデーションされる。 博士論文については、PDF/Aが推奨 | 実験では、DC, ONYX, MAG, DIDL, MARC21XMLは受入れ 博士論文については、MPEG21-DIDL | | 実験ではDRMを解除すること | | 法律・規則 http://www.librari.beniculturali.it/genera.jsp?id=157&it 納本実験 http://www.depositolegale.it/ |
| ノルウェー国立図書館 | 法定納本法 法定納本令 デジタル納本に関する国立図書館とノルウェー出版協会との間で枠組み協定(2008.9.29)と各出版社との間の詳細協定 保存のために、出版社が版下のデジタルファイルを国立図書館に納める。これに基づき各出版社との間で詳細協定を締結 | 公衆に提供された電子的文書 | 頒布者 | ①インターネットで公開されているものは、国立図書館が収集 ②電子メールで文書のリンク及び頒布者に関する情報を国立図書館に通知 ③アップロード ④CD又はメモリースティックに納めて送付 ⑤協定を結んでいる大手出版社については、そのサーバーで国立図書館自らファイルを収集する。 | テキスト文書については、PDFが推奨だが、EPUBや他のフォーマットでも受け入れる。 *協定による納入する版下ファイルは隠れテキストがついたPDF/A(GMYK)、写真・絵はプリントに耐える品質。 | | PDFのフォーマットの文書は、館内でのみ利用できるが、他のフォーマットの文書については、国立図書館は利用できる表示に係るソリューションを持っていない。 納本法により、デジタル文書を公開ネットワークで提供し、貸し出し、複写する権限は与えられていない。 *協定による納入された版下ファイルは、館内で研究目的の利用に供することができる。出版社はダウンロードすることができ、館はそのためのサービスを行う。 | DRMを解除することを推奨 | | 法定納本法・規則(英訳) http://www.nb.no/fag/for-utgivere-og-trykkeri/pliktavlevering/legal-deposit 2008年出版協会との枠組み協定(英語版)と出版社との詳細協定(ノルウェー語) http://www.forleggerforeningen.no/nor/avtaler/nasjonalbiblioteket デジタル文書の納入(ノルウェー語) http://www.nb.no/fag/for-utgivere-og-trykkeri/pliktavlevering/hva-skjal-avleveres/avlevering-av-digitale-dokument |
| フィンランド国立図書館 | 文化資料の納入及び保存に関する法律(2007) | ネット資料 ①ISBNの付与された図書 ②ISSNの付与された逐次刊行物 ③官庁出版物 ④地図 ⑤インターネットのみで配信される音楽 | | ①URLを記したメールを送る ②メールに添付する | | | | | | 文化資料の納入及び保存に関する法律 http://www.finlex.fi/sv/laki/ajantasa/2007/20071433 オンライン資料納本案内 http://www.nationallibrary.fi/publishers/deposit/onlinematerial.html |

| 機関 | 根拠法令等 | 収集対象 | 納入者 | 収集方法 | フォーマット | メタデータ | 利用制限 | DRM解除 | その他 | 参考URL |
|-------------|---|--|---------|---|--|-------|-----------------------|--|---|--|
| デンマーク王立図書館 | 出版物法定納本法(2004) デンマークドメインのインターネット上で発表されたもの又はデンマーク人を対象として他のドメインのインターネット上で発表されたもの | 法律上は可能であるが、現在、インターネット資料のハーベスティングのみを行っている。 | | | | | | | | 出版物法定納本法(英訳) http://www.kb.dk/en/kb/service/pligtaflevering-issn/lov.html 納本案内 http://www.kb.dk/en/kb/service/pligtaflevering-issn/pligtaflevering.html |
| スウェーデン国立図書館 | 電子資料義務的納本法 (2012.6.20制定、2012.7.1施行) | インターネットにより送信され、国内で公衆に提供される電子資料(利用される度に提示されることを意図した予定された内容を有するテキスト、音声又は画像の記録の独立した単体) 同一又は実質的に同一の内容の電子資料がすでに納入されている場合は除外 アクセシビリティ、フォーマット、コード、納本された別の電子資料との関係についての情報を添付 *2015.1.1以降に提供された出版物に適用。政府機関、大学等については2013.4.1以降に出版された出版物の納入義務を負う | 作成者、頒布者 | 利用提供開始から3か月以内に納本 | 実際にインターネットで提供されたフォーマット。複数のフォーマットで利用に供した場合には、長期保存に一番適したフォーマット | | | 納入した電子資料に内容の保存が不可能又は明らかに困難な保護手段がかけられている場合には、保護手段のかけられていない後々アクセスできる電子資料を納入する。 | | 電子資料義務的納本法 http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Lag-2012492-om-pliktexempla_sfs-2012-492/?bet=2012:492 |
| 韓国国立中央図書館 | 図書館法20条の2(2009改正) 図書館法施行令13条の2(2009改正) 収集対象のオンライン資料の種類・型に関する国立中央図書館告示(2011) | オンライン資料(情報通信網により公衆送信されている資料)の中から保存価値の高いオンライン資料を選択して収集 オンライン資料とは、①ウェブサイト、②文字データ(電子書籍、電子雑誌、学位論文、報告書、電新聞など)、③音声音響データ(音楽データ、音声データ等)、④映像資料(放送、映画、eラーニング資料など)、⑤画像データ(写真、絵画など) | | | ①標準規格に対応するファイル形式 ②現在様々なプログラムで活用されているファイル形式 ③情報技術の環境の変化に応じて、新たに出現するファイル形式 | | | 販売用である場合に資料収集証明書の発行を受け、館長に補償請求書を提出する。正当な対価で処遇できない場合は、館長はデータを削除することができる。 | 図書館法施行令 http://www.lawkorea.com/client/asp/lawinfo/law/lawview.asp?type=1&lawcode=b731849 告示(ブログに掲載) http://blog.naver.com/PostView.nhn?blogId=par-kisu007&logNo=119445490&parentCategoryNo=38&viewDate=&currentPage=1&listtype=0 | |
| 台湾 国家図書館 | 図書館法 国家図書館デジタル出版物納本の要点(2011改訂) | ISBNを申請したものと及び国家図書館の所蔵・収集範囲に合致する出版物。以下のものは対象外。 ①ネット文献、個人文書ファイル、電子掲示板、電子メール、広告、その他の通信ファイル ②ソフトウェア、サーチエンジン、コンピュータ・ゲーム ③データベースのように頻繁に更新される出版物 ④国立図書館の所蔵・収集範囲に合致せず、又は現在の技術的に処理できないもの | | ①メディアに容れて送付 ②E-publication platform System(EPS)による | | | DRM、閲覧期間制限は外さなければならない | 2011.8.23EPSIによる電子書籍のオンライン納本とISBN申請、利用者への電子書籍閲覧サービスの運用開始 | 国家図書館デジタル出版物納本の要点 http://ebook.ncl.edu.tw/ebookDepositNcl/modules/depositIsbnSendIntro.jsp 納本方法 http://ebook.ncl.edu.tw/webpac/depositEng2.jsp | |

OverDrive 社の電子図書館サービス

OverDrive 社は、米国の 2 万 2,000 の公共図書館や学校を顧客とする電子図書館サービス大手。OverDrive 社の電子図書館サービスでは、図書館利用者は、自分の iPhone や Android 端末などの携帯端末、AmazonKindle や SonyReader などの電子書籍専用端末に図書館の電子資料を直接ダウンロードして閲覧できる。モバイルからのアクセスは増加しており、全体の 47%になっている。

<2012 年の OverDrive 社の電子図書館サービス>

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 提供資料数 | : 100 万点 (前年から約 30 万点増) |
| 登録利用者の利用回数 | : 1 億 9200 万回 (前年比 93%増) |
| ページ閲覧総数 | : 27 億ページ (前年比 65%増) |
| 見本試読 | : 2012 年 9 月に試し読み機能を提供した結果、500%増加 |

<出版社との関係>

アメリカの大手出版社の電子図書館サービスへの対応は、基本的に厳しいものとなっている。OverDrive 社は、電子図書館サービスの閲覧や試読が急増した結果、図書館の電子貸出しサービスが人々が本と出合う (中立的な) 場として機能している点を強調しているが、大手出版社は公共図書館の貢献を認めようとはしていない。

<公共図書館との関係>

OverDrive 社の電子図書館サービスを導入した公共図書館では、電子図書館サービスの利用件数は多く、一見成功しているかに見えるが、電子図書館サービスは紙の書籍よりもコストが高いという問題がある。また、OverDrive 社の電子図書館サービスでは、電子書籍データは OverDrive 社のクラウド上にある。このため、公共図書館は利用料金 (ライセンス料) を払い続けるだけであって、電子書籍データを「所有」することも「保管」することもない。コストをかけていても、OverDrive 社との契約が切れてしまうと、当該電子書籍データは利用できなくなるという問題がある。

なお、アメリカの公共図書館では、2011 年時点で、全体の 67.2%が電子図書館サービスを実施しており、電子書籍を外部からオンラインで利用可能としている図書館も全体の 60.9%である。アメリカ図書館協会 (ALA) は、2012 年 8 月に図書館のためのビジネスモデルの基本条件として、①一般に販売されている電子書籍は全タイトル図書館でも貸出可能であること、②図書館が購入した電子書籍は図書館の所有物となり、他のプラットフォームへの移行も含め、期間制限なく貸出可能であること、③図書館側にメ

タデータを提供し、図書館側がデータを効率的に管理し、検索できるようにすること、の 3 点を挙げている。OverDrive 社の電子図書館サービスは、この 3 条件を満たしているわけではなく、OverDrive 社の電子図書館サービスが公共図書館にとって最適なものとは言えないようである。ALA 自身、上記の 3 条件については、今すぐ全ての条件を勝ち取れなくても、図書館はこの条件を勝ち取る努力をすべきである、としている。電子図書館サービスの実施率が高いアメリカにおいてですら、電子図書館サービスの契約条件については模索段階にあるようである。

平成 25 年 9 月 19 日
第 1 回オンライン資料の
補償に関する小委員会

米主要出版社6社の図書館に対する電子書籍貸出に関する対応

| 出版社 | 図書館向け貸出サービス対象の電子書籍 | 図書館貸出の条件 | 価 格 | 提供先 (サービス名) ^(注) |
|--------------------------|--|--|--|-------------------------------|
| Random House | 新刊・既刊ともすべて電子書籍 | 無期限(回数・期限の制約なし) | 電子書籍ごとに異なる。通常、ハードカバー本の 3~4 倍。 | Ov, 3M, Ax, ML |
| HarperCollins Publishers | すべての電子書籍 | 1 ライセンス当たり 26 回貸出可 | 電子書籍ごとに異なる。通常、ハードカバー本と同じ又はそれ以下。 | Ov, 3M, Ax |
| Macmillan | 対応していない。 ただし、一部について自社サイトから提供(学術系約 1 万タイトル)。これらとは別に、今年 3 月から実験事業を開始(1,150 タイトル以上)。 | ■実験事業■ 1 ライセンス当たり同時貸出数 1。ライセンスは、利用期間 2 年間経過または 52 回貸出のいずれか到来の早い方まで。 | ■実験事業■ 1 タイトル 25 ドル | ■実験事業■ Ov, 3M, Ax |
| Penguin Group USA | すべての電子書籍 | 利用期間 1 年間 | 個人購入者に対する販売価格と同様。 | 3M, Ax |
| Simon & Schuster | 対応していない。ただし、公共図書館 1 館との実験事業を今年 4 月開始。 | 利用期間 1 年間 | (不明) | 3M, Ax |
| Hachette Book Group | すべての電子書籍 | 同時貸出数 1 | 初回導入時は、紙出版物の最も高価な版の価格の 3 倍。更新時は、1.5 倍。 | Ov, 3M, Ax |

(注) 略称は以下のとおり。Ov : Overdrive (Overdrive 社) , 3M : 3M CloudLibrary (3M 社) , Ax : Axis360 (Baker and Taylor 社) , ML : My Library (Ingram 社)

(出典) マサチューセッツ州図書館委員会ウェブサイト

(参考資料4) オンライン資料収集に係る法規の対照表

| | | |
|--|---|---|
| <p>国立国会図書館法 (抄)</p> <p>第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。)に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。)を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p> | <p>国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成二十五年国立国会図書館規程第一号)</p> <p>(オンライン資料)</p> <p>第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する「館長が定めるもの」は、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。</p> <p>一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであつて館長が定めるものが付与されているもの</p> <p>二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)</p> <p>(提供の方法)</p> <p>第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法</p> <p>二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法</p> | <p>国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件 (平成二十五年国立国会図書館告示第一号)</p> <p>(規程第一条第二号のコード)</p> <p>2 「規程第一条第二号のコード」は、次のとおりとする。</p> <p>一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号</p> <p>二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号</p> <p>三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイア</p> <p>(規程第一条第二号の記録方式)</p> <p>3 「規程第一条第二号の記録方式」は、次のとおりとする。</p> <p>一 PDF方式</p> <p>二 E P U B方式</p> <p>三 D A I S Y方式</p> <p>(規程第二条第一号の情報)</p> <p>4 「規程第二条第一号の情報」は、次のとおりとする。</p> <p>一 題名</p> <p>二 作成者</p> <p>三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)</p> <p>四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)</p> <p>五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報</p> <p>六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報</p> <p>七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースローケータ</p> <p>(規程第二条第二号の記録媒体)</p> <p>5 「規程第二条第二号の記録媒体」は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。</p> <p>(規程第二条第二号の記録方式)</p> <p>6 「規程第二条第二号の記録方式」は、ポリアミド及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイルサイズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。</p> |
| <p>② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。</p> | | |
| <p>一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を經ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合</p> | | |
| <p>二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合</p> | | |
| <p>三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合</p> | <p>(収集目的の達成に支障がない場合)</p> <p>第三条 法第二十五条の四第二項第二号に規定する「館長が認めた場合」は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合</p> <p>二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合</p> <p>三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とするを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合</p> | |
| <p>四 その他館長が特別の事由があると認めた場合</p> | <p>(個別の事情に応じ都度判断するため、下位規定は置かない。)</p> | |
| <p>③ 館長は、第二項の規定による提供又は前項第二号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。</p> | | |
| <p>④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者(以下この項において「提供者」という。)に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p> | <p>(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)</p> <p>第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。</p> | <p>1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体二点につき八十三円</p> <p>二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額</p> |
| <p>附 則</p> <p>(提供の免除)</p> <p>第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。</p> | <p>(提供の免除)</p> <p>第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。</p> | |
| <p>第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。</p> | <p>(公示)</p> | |
| <p>第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。</p> | <p>(委任)</p> | |

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
長 尾 真

諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について

（説明）

上記答申においては、オンライン資料の収集及び利用に当たっての経済的補償について、(1) オンライン資料にはそもそも「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在せず、また、「小売価格」に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている「価格」は当該資料の利用料としての「価格」であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であること、(2) オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用するのは困難であること、(3) 利用形態が閲覧、複写及びレファレンスである限りにおいては、有体物の図書館資料の利用の場合と同様に、補償を要しないと考えられること、(4) オンライン資料の収集方法として送信による収集が行われる場合については、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用がオンライン資料の「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることもできることなどが記述されている。

この答申に基づいて国立国会図書館がオンライン資料の制度的収集を行うに際しては、費用補償の対象、補償額の具体的な水準及びその適正な算定方法について、特に中立・公正な観点から決定することが必要であると考えられる。

そこで、当該制度的収集について、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきか、について調査審議をお願いしたい。